

2回目助成開始

自己負担 2,000 円

秩父別町 高齢者肺炎球菌ワクチン追加接種

秩父別町では令和5年4月から町独自に高齢者肺炎球菌ワクチンの追加接種（2回目）を行っています。高齢者肺炎球菌ワクチンは平成26年から定期予防接種として65歳以上の5歳刻みの方を対象に実施してきました。（秩父別町では平成23年から任意接種として開始し、定期予防接種対象者以外の方にも助成しています。）

ワクチンの効果は約5～8年程度と言われていて、5年経過後の再接種が許可されています。

対象者

1回目接種から**5年以上経過**している方

（前回接種日が不明の場合、町で助成している方は役場に記録がありますので、接種前にお問い合わせください。）

自己負担

2,000円（接種費用8,360円のうち6,360円を助成します。）

接種場所

秩父別町立診療所（事前予約が必要です。）

その他のかかりつけ医での接種も可能です。

ただし、**償還払い**になります。

全額8,360円を支払い後、役場で払い戻し(6,360円)の手続きが必要。

その際に①領収書、②接種を証明するもの(予診票の写し等)、

③本人名義の金融機関口座番号のわかるもの が必要です。

肺炎球菌ワクチンとは？

“肺炎球菌”という細菌に起因する病気を予防します。

高齢者の肺炎の原因の中で最も頻度が高い菌です。

また、**肺炎のみならず呼吸器疾患や副鼻腔炎、中耳炎等にも予防効果**があります。

※節目の接種がおススメです。！

接種したことを忘れる場合がありますので、節目（70歳、75歳、80歳・・・）と覚えやすい年齢時に接種することをおススメします。

秩父別町立診療所 **以外** で接種の場合

【申請方法】

ワクチン接種した方は接種後に役場窓口へ申請し、償還払い(後戻し)にて接種費用の助成をします。

1. 希望の病院でワクチン接種

- ・ **事前**に希望の**病院へ予約**の問合せをしてください。
- ・ ワクチン接種後、いったん接種費用を全額(8,360円)ご負担下さい。
- ・ 次の書類を病院からもらってください。
 - ① ワクチン接種の領収書(ワクチン接種料金がわかるもの)
 - ② ワクチン接種名、接種日がわかる書類(予診票のコピー等)

2. 役場窓口で償還払い(払い戻し)の申請

申請手続きの際に、次のものをご持参ください。窓口で申請書を記載いただきます。

- ① 医療機関での領収書(ワクチン接種料金がわかるもの)と
- ② ワクチン接種名、接種日がわかる書類(予診票のコピー等)
- ③ 振込先の金融機関名とその口座番号がわかるもの(本人名義)

3. 申請の口座へ助成

申請された翌月末までに、申請者の金融機関口座へ助成額(6,360円)が振り込まれます。